

こんなこと許せないぞ

伊豆高原郵便局パワハラ暴力傷害事件に対する損害賠償請求裁判

山田さんを支援する会 通信 2010年6月28日 No. 11

456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 郵政産業労働組合東海地方本部気付
TEL052-883-6981 FAX052883-6980 E-mail yusanrotokai2008@roren.net
郵便振替口座 00890-3-187884

2010年6月14日、日本郵政は公務災害として認定しました。

公務災害として認めさせました。大きな勝利です。

皆様のご支援,本当にありがとうございました。

声明文

2010年6月26日

6月14日、日本郵政株式会社は伊豆高原郵便局で山田佳史さんが数々のパワハラ・暴力を受け、心身とも傷つけられ、就業規則を理由に退職に追い込まれた事件で、山田さんが要求していた「公務災害の認定」(災害に対する補償)を全て認め認定通知書を出しました。

06年10月、一度は「不認定」としたものを、本人、ご両親、弁護士、山田さんを支援する会のねばり強いとりくみ、そして何よりも全国で様々な励まし、ご支援を頂いた皆さんの支えでこの勝利をもぎ取ったと思います。事実は明らかでした。郵政が06年の時に、「公務災害として認定」していれば、山田さんの PTSD も進行せず、心身とも回復に向かったといえます。無駄に長引かせ、裁判で山田さんに大きな負担を懸け続けた日本郵政に改めていきどおりを覚えます。まだ損害賠償請求裁判は続きます。引き続きご支援下さい。この事件を教訓に、郵政の職場からあらゆるイジメ、パワハラ、暴力、人権侵害等を根絶するために引き続き全国の仲間とともにとりくみます。全国で、あらゆる所でご支援いただきありがとうございました。

伊豆高原郵便局パワハラ暴力傷害事件に対する損害賠償請求裁判・山田さんを支援する会

損害賠償請求裁判 (弁論準備)

7月13日(火)午後4時15分 静岡地方裁判所・沼津支部

公務災害認定請求裁判 7月16日(金)午後1時15分

静岡地方裁判所 (公務災害が認定された為、未定です)

伊豆高原郵便局パワハラ・暴力傷害事件

山田佳史さんの公務災害の認定を求める行政裁判（静岡地裁）

日本郵政が『公務災害として認定しました』

郵政産業労働組合、郵政労働者ユニオン、全労連、全労協をはじめ全国の諸団体、個人の皆さんにご支援頂いていました、山田佳史さんの公務災害の認定を求めるたたかいは、2010年6月14日、日本郵政株式会社災害補償事務センターは、2007年10月18日に下した「国家公務員災害補償法の適用を受ける災害とは認められない」を取り消し、「国家公務員災害補償法の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します」と、一転して山田さんの公務災害を認定する決定をしました。

山田さんは2002年頃から、局長を先頭にイジメ、暴行、退職強要など数々のパワハラを受けるようになりました。04年に定期健康診断で鬱病の疑いがあるとされ、本人が東京・ランディク日本橋クリニックを受診、「不安障害」「抑鬱状態」と診断され、その後「アスペルガー障害」もみつかりました。05年4月、保健福祉手帳（精神障害3級の認定）が伊東市役所から交付されました。伊豆高原局は障害を抱えた山田さんに対して、安全配慮義務があるにも拘らず「定期的な通院加療を要す」とされていた通院のための休暇も付与しない、『お前の貰っている給料は詐欺か横領にあたる。利子付けて全額返せ。共済組合が負担した医療費7割もなあ、この鬼畜』『麻原しょうこう、宮崎勤、高見運転手、宅間守でもこんな鬼畜な事はしない』『こいつ、市役所をだまして手帳を取得した』『城ヶ崎の吊り橋から飛び降りて自殺せよ』『とにかく辞めてくれ』など言葉の暴力と、発着口に正座を強要され局長代理から頭、顔を含む上半身を足蹴にされたり、バットで殴るふりをしたり、定規などで小突かれたり、さらにイジメ・暴力をエスカレートして山田さんに加えるようになりました。40名弱の職員の内、イジメに加わらなかったのは4人の方だけで、正に職場ぐるみのイジメ、暴力が日常的に繰り返されました。

06年4月20日、局のバイク置き場で、集配課職員の鈴木に正座させられ、腹部を数回蹴り上げられ、「外傷性脾臓損傷及び腹腔内出血（1500CC）により全治3ヶ月」の重傷を負い、この事件が原因でPTSDも発症し、休業、治療を余儀なくされました。現在も、PTSDに悩まされ続けています。（鈴木は刑事裁判で有罪となり、職を失いました）

【事件後の経過】

- 06年 5月22日 旧郵政公社に対して「外傷性脾臓損傷・腹腔内出血の傷害」について 公務災害申請
- 10月13日 旧郵政公社に対して「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」について 公務災害申請
- 10月18日 旧郵政公社は「外傷性脾臓損傷・腹腔内出血の傷害」について「公務外」の認定・PTSDについては触れず
- 12月 6日 人事院に対して「暴行傷害公務外認定の不服申し立て並びに心的傷害についての認定申請」
- 08年 5月 山田さんのご両親から事件の内容を知らされ、郵政産業労働組合東海地本、郵政ユニオン東海地本、みえ・北勢労連の呼びかけで、支援する会をつくる
- 8月 8日 静岡地裁沼津支部に、郵便局会社・局長村上互・鈴木治人を相手に「安全配慮義務違反、就業環境配慮違反など債務不履行責任及び不法行為責任を追求する損害賠償請求訴訟（民事訴訟）」を起こす
- 9月12日 人事院は、「申立棄却」（暴行事件は私的怨恨によるものと推測されるとして公務外と認定）心的傷害については何らの判断をしなかった
- 9月30日 第1回民事裁判（静岡地裁沼津支部）以後2010年5月18日まで10回開催されている
- 10月29日 日本郵政公社を労働基準法違反で刑事告訴
- 09年 1月30日 国に対して「人事院の棄却取り消しを求めて行政訴訟」を静岡地裁に起こす
- 2月13日 労働基準法違反の刑事告訴の不起訴処分が出される
- 2月16日 沼津検察審査会に審査申し立て
- 2月26日 沼津検察審査会は「不起訴処分相当の議決」を出す
- 4月10日 第1回行政裁判（静岡地裁）2010年5月7日まで6回開催
- 10年 1月20日 団体署名を静岡地裁と静岡地裁沼津支部に提出
- 2月 1日 山田佳史さん「郵便局会社社員就業規則第18条にもとづき解雇」される
- 2月24日 日本郵政株式会社に対して、「公務災害認定請求・災害補償金等請求事件」として行政訴訟を静岡地裁に提訴
- 5月 7日 国と日本郵政を相手に併合した行政裁判開始（第6回行政裁判）

6月14日 日本郵政は公務災害補償通知書を出す
(公務詐害として認定する)

山田 佳史 様

平成22年6月14日
日本郵政株式会社
災害補償事務センター長
若月 敏 ⑩

公務災害補償通知書 (原本を転載したものです)
あなたは、国家公務員災害補償法の規定により、下記の災害に対する補償を受けられますので、通知します。
なお、先の郵災補第〇〇〇〇号(平成18年10月18日)「災害認定通知書」は取り消します。 記

- 1 被災者の氏名
山田佳史
- 2 傷病名
不安障害、抑うつ状態、心的外傷後ストレス障害、外傷性腹腔内出血(脾臓損傷の疑い)、外傷性脾臓損傷、腹腔内出血
- 3 災害発生日
平成16年年6月10日及び平成18年4月20日 以上

6月22日、日本郵政と郵便局会社東海支社の担当者3人が、原告代理人のみどり合同法律事務所を訪問し、説明しました。

- 1、退職勧告などは、全て撤回され、職員としての地位が回復する。そのため給与は遡って全額支払われる
- 2、医療費等についても支払う。(略) その他のものも請求していただければ随時支払う
- 3、請求手続きなどに関しては、迅速に、柔軟に対応していきたい。
- 4、行政訴訟は可能であれば7月2日までに取り下げてください、お任せする。

【その他として、会社側の説明】

「認定を変えたのは、資料を精査した中でやはり公務災害にするべきだとの結論に達したから。人事院が裁定まで出しているのです、そこをどうするのかの

やり取りで時間がかかってしまった。民事訴訟（沼津支部係属）に関して、郵便局会社の方で色々やっているの、あまり詳しいお話をすることができない点もある」ということでした。

何故、認定となったかは不明瞭ですが、2点のとりくみが効果あったのかと思います。

- ① 伊豆高原郵便局周辺への事件を知らせる300枚のビラ配布、伊東市の繁華街でのマイクによる宣伝、500枚のビラ配布が会社を追い詰めたと考えられること。
- ② 人事院を相手に行政訴訟をしてきましたが、新たに日本郵政株式会社も訴訟相手に加えたこと。などが考えられます。

今後のとりくみについて、本人と両親、弁護士、支援する会の三者で話し合い、方向性を出すことにしています。

【山田さんを支援する集会】

09年	3月29日	浜松集会	40名
	4月5日	名古屋集会	50名
	5月17日	東京集会	70名
	10月11日	西日本集会（大阪）	120名
10年	4月10日	静岡東部・伊東市集会	100名

【団体署名】

損害賠償請求裁判	静岡地裁沼津支部へ	448筆
公務災害・行政裁判	静岡地裁へ	435筆

10年1月20日、それぞれ提出しました

【ご両親からのお礼のことばを紹介します】

『良いお話です。災害に対する補償を受けることができます』と角替清美弁護士より第一報を頂いたときは夢のようでした。息子も全身を震わせ涙しておりました。渥美様をはじめ郵産労、郵政ユニオンを中心として全国に支援の輪を広げていただきました皆様のお陰と深く感謝申し上げます。長い間悔しい思いをしてきただけに、喜びもひとしおです。今後ともご指導頂きます様お願い申し上げます。本当にありがとうございました。今尚、PTSDによる不安状態の中の息子に代わりましてお礼申し上げます。繰り返し申し上げます。本当にありがとうございました。 2010年6月25日 父・山田 晃

この度は良い知らせを受け、大変喜んでおります。これもひとえに支援の皆様のお陰と感謝しております。本当にありがとうございました。今後とも宜しくお願い申し上げます。 2010年6月25日 母・山田 幸子

地元で開催できて良かった。静岡東部・伊東市集会に100名参加

静岡東部・伊東市集会は、伊東地域労連・沼津地域労組連絡会・郵政ユニオン東海地本・郵産労東海地本・山田さんを支援する会が実行委員会を結成し開催されました。

支援する会は事件を知らせるために「何としてでも地元で大きな集会を」と検討してきました。伊東地域労連の皆さんのご援助で開催にこぎつけました。

集会では、PTSD で伊東地域にも近づけない山田さんに代わってご両親が挨拶されました。みどり合同法律事務所の萩原繁之弁護士が事件の内容、裁判の争点などについて講演しました。また、山田さんに対して同僚・鈴木が起こした傷害事件現場で録音された生々しいCDの再生も行なわれました。

集会には、地元住民の方が数多く参加していただき、『こんな事が今時あるのか、しかも身近な伊東で』『事実を知り、驚きから怒りに変わりました。こんな事許せる訳がない』『山田さんが監察官、他局の訪問者がいる時は安心して仕事ができたと証言していますが、管理者も悪い事をしているという自覚があった証拠だ』などの意見が出されました。

地元のケーブルテレビと新聞二紙が取材し、関心の高さをしめしました。

集会に先立ち、地元5つの地域労連、郵産労、郵政ユニオン、ご両親など16名で、事件を知らせるビラとハンドマイクで伊東市の繁華街で宣伝行動を行ないました。『そんなことがあったのですか』など関心も高く、ビラの受け取りも良く、市民に知らせる事ができました。郵政ユニオンと郵産労の4人は、伊豆高原郵便局周辺のビラ配布をするために前泊し、300枚のビラを2時間かけて配布しました。散歩中の住民は『あの局長さんがそんな事をしていたんですか』、玄関先では『信じられません』などの声が寄せられました。

『念願だった地元での集会を成功させる事ができた事、参加者も従来は郵政部内の集会だったが60%以上が地元の人だった事、何よりも、伊豆高原郵便局付近と市民にビラ配布できたのは裁判勝利に向けて大きな成果になったと思います』と渥美は考えています。

編集後記

露のうっとおしい時期に、みんなが驚き、感激した「良い知らせ」が届きました◆逆転サヨナラ満塁ホームランで勝ったような快挙です◆角替弁護士からの「良い知らせです」のメールを見た途端に涙が溢れて止まりませんでした◆私事ですが身内の病気などもあって、家事の負担で時間が取れず、静岡東部・伊東市集会の成功を伝える「通信」を早く出さなければいけないと焦っていましたが、「良い知らせ」に便乗して発行できました◆いただいたお祝いの言葉などは次号に回すほど記事が豊富でした A 生